

新潟市ごみ収集事業者緊急支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、原油価格・物価高騰の影響を受けている状況の下、市内の一般廃棄物の収集運搬の維持に努める収集事業者を支援するため、予算の範囲内において新潟市ごみ収集事業者緊急支援事業支援金（以下「支援金」という。）を交付することについて、新潟市補助金等交付規則（平成16年3月30日規則第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 委託ごみ収集事業者 市内を対象区域として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第6条の2第2項の規定により令和4年4月1日付で市と家庭ごみ収集運搬業務委託契約を締結している者又は当該委託契約を締結している者の構成員で実際に収集運搬している者をいう。
- (2) 許可ごみ収集事業者等 法第7条第1項の規定による許可について新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の施行及び一般廃棄物処理業の許可等に関する規則（平成8年9月20日規則第49号 以下「規則」という。）第31条第1項第1号及び第32条の規定による許可を受けた者をいう。

(支援金の申請対象者)

第3条 支援金の交付申請を行うことができる者（以下、「申請者」という。）は、次の各号に掲げる。ただし、市税の滞納がある者及び暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者は除く。

- (1) 市内に本社又は営業所を持つ委託ごみ収集事業者
- (2) 市内に本社又は営業所を持つ許可ごみ収集事業者等

(対象車両)

第4条 支援金の交付対象となる車両は、最大積載量が1,500kg以上であり、次の各号のいずれかに該当する車両とする。

- (1) 令和4年6月1日現在において第2条第1号の委託の業務に使用している車両であること。
- (2) 令和4年6月1日現在において第2条第2号の許可の業務に使用しており当該許可を受け際に市へ提出した車両名簿に掲載されている車両であること。

(支援金の額)

第5条 支援金の額は、前条に該当する対象車両の台数に3万円を乗じて得た額とする。

2 支援金の交付は、一車両1回限りとする。

(申請方法)

第6条 申請者は支援金の交付を受けようとする場合、新潟市ごみ収集事業者緊急支援事業支援金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、令和4年9月30日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 車両数一覧表
- (2) 前号の車両数一覧表に記載された対象車両の自動車検査証の写し
- (3) 支援金の振込先情報が確認できる通帳等の写し
- (4) 市税の納税証明書
- (5) その他市長が必要とする書類

(交付決定及び交付額確定通知)

第7条 市長は、前条の規定により提出された申請書を受理したときは、その内容を審査し、交付の可否を決定する。

2 市長は、前項の規定により支援金を交付すること又は交付しないことを決定したときは、申請者に対し、新潟市ごみ収集事業者緊急支援事業支援金交付(不交付)決定通知書兼支援金確定通知書(様式第2号)により通知する。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、前条第2項の規定により支援金の交付を決定された申請者(以下「交付決定事業者」という。)が法令又は本要綱に違反し、又は偽りその他不正の手段により交付決定を受けていることについて疑義が生じた場合は、交付決定事業者から報告若しくは資料の提出を求め、又は職員をその本社、営業所等に赴かせ、帳簿書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 市長は、前項の規定による調査等で交付決定事業者が法令又は本要綱に違反したこと、又は偽りその他不正の手段により交付決定を受けたことが判明した場合は、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

3 市長は、前項の規定により支援金の交付決定を取り消した場合は、支援金交付決定取消通知書(様式第3号)により、交付決定事業者に通知するものとする。

(支援金の返還)

第9条 前条の第3項による交付決定事業者は、当該取消しに係る部分について既に支援金の交付を受けているときは、支援金返還命令書(様式第4号)に基づき、期日までに当該支援金を返

還しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年7月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

新潟市ごみ収集事業者緊急支援事業支援金交付申請書兼実績報告書

令和 年 月 日

（宛先）新潟市長

所在地

法人名

（個人の場合は法人名省略）

代表者名

電話番号 （ ）

新潟市ごみ収集事業者緊急支援事業実施要綱第6条の規定に基づき、支援金の交付を申請するとともに、実績を報告します。

1 交付申請・実績報告額 円

2 申請車両台数 台

3 実績報告（収集量）

	R3年4月・5月の合計		R4年4月・5月合計	
委託		トン		トン
許可		トン		トン
ごみ		トン		トン
汚泥		トン		トン

4 添付書類

- （1）車両数一覧表（ナンバー、車体の形状、最大積載量、所有状況、使用する事業、主に収集するごみの種類、各月収集量 等）
- （2）車両数一覧表に記載された対象車両の自動車検査証の写し
- （3）支援金の振込先情報が確認できる通帳等の写し
- （4）市税の納税証明書（新潟市制度用）
- （5）その他市長が必要とする書類

様式第1号（第二面）（第6条関係）

5 支援金の振込先口座

ふりがな							
口座名義							
振込先金融機関			預金種別	口座番号			
銀行	本店	普通預金					
金庫	支店	当座預金					
農協	出張所						

6 誓約事項

(1) 新潟市ごみ収集事業者緊急支援事業支援金の申請に関する事項は事実と相違ありません。

- ア 申請時点において廃業していません。
- イ 申請内容に虚偽や不正が判明した場合、支援金を速やかに返還します。
- ウ 新潟市から報告、調査等の求めがあった場合は、これに応じます。
- エ 関係する法令等の規定を順守します。
- オ 私は、新潟市が本制度の範囲内において関係機関への届出や許可証などの確認のため、当該機関に照会し、私の情報について開示を受けることに同意します。
- カ 要綱第9条の規定により、交付決定の取消しに係る部分に関し既に交付された支援金の返還を命じられた場合は、定められた期限までに返還します。
- キ 市長が必要があると認めた場合は、その求めに応じ、本制度に係るアンケート、報告、資料の提出、担当職員による現地調査等に協力します。

(2) 暴力団等の排除に関する事項

私は暴力団員又は暴力団等と関係を有する者ではありません。また、必要に応じて、市が警察に照会する場合は、別途必要な書類の提出を行います。

年 月 日

法人名
(個人の場合は法人名省略)

代表者名

様式第2号（第7条関係）

新潟市ごみ収集事業者緊急支援事業支援金交付（不交付）決定通知書
兼支援金確定通知書

第 号
令和 年 月 日

様

新潟市長 中原 八一
(担当：循環社会推進課・廃棄物対策課)

記

- 1 支援事業の名称
新潟市ごみ収集事業者緊急支援事業
- 2 交付決定額（不交付の理由）及び確定額
金 円

（不交付の理由）

※ 支援事業の実施状況により、支援金交付額が交付決定額より減額となる場合があります。

支援金交付決定取消通知書

第 号
令和 年 月 日

様

新潟市長 中原 八一
(担当：循環社会推進課・廃棄物対策課)

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定した新潟市ごみ収集事業者緊急支援事業支援金については、次のとおり交付決定の取消しをいたしましたので通知します。

記

- 支援事業の名称
新潟市ごみ収集事業者緊急支援事業
- 交付決定額
金 円
- 交付決定取消額
金 円
- 取消理由

支援金返還命令書

第 号
令和 年 月 日

様

新潟市長 中原 八一
(担当：循環社会推進課・廃棄物対策課)

令和 年 月 日付け 第 号で金額の確定した（交付決定を取り消した）
新潟市ごみ収集事業者緊急支援事業支援金については、次のとおり返還を命ずる。

記

1 返還額

金 円

2 返還期限

令和 年 月 日

3 返還理由